

戦国期祇園会の神輿渡御について

河内 将 芳

論文要旨

戦国期祇園会といえば、すぐうかんでくる存在が山鉾巡行である。しかしながら、その存在が多分にイメージ先行で研究史のうえでも理解されてきたこと、そのため予想以上に実態が不明なまま放置されてきたことなどを以前に指摘し、あわせて今後の研究に資するべく、いくつかの基礎的な検討作業を呈示した。本稿では、そこでおこなった作業を前提としつつも、ここでは十分に展開することができなかった戦国期祇園会における神輿渡御について基礎的な検討をくわえることを目的とした。戦国期の神輿渡御については、イメージすら共有されていないのが現状だからである。本稿で注目したのが、神輿渡御の用途として知られてきた馬上役の存在である。本稿では、この馬上役の実態とその変容について新出史料をまじえつつ分析することを通して、戦国期祇園会が抱えるさまざまな問題点やその実相に迫った。

はじめに

戦国期祇園会といえば、すぐうかんでくる存在が山鉾巡行である。しかしながら、その存在が多分にイメージ先行で研究史のうえでも理解されてきたこと、そのため予想以上に実態が不明なまま放置されてきたことなどを別の機会に指摘し、あわせて今後の研究に資するべく、いくつかの基礎的な検討作業を呈示した。本稿では、そこでおこなった作業を前提としつつも、ここでは十分に展開することができなかった戦国期祇園会における神輿渡御¹について基礎的な検討をくわえてみたいと思う。戦国期の神輿渡御については、脇田晴子氏²が概略をのべている以外

は、イメージすら共有されていないのが現状だからである。

このような作業をこころみよとする時、まず最初に依拠しなければならぬ研究がある。それは、南北朝・室町期の祇園会について、神輿渡御の用途に注目することによってその実態を明らかにされた瀬田勝哉氏の研究³⁾である。この瀬田氏の研究によって、神輿渡御にかかわる用途である馬上役(ばじょうやく)(馬上料足・馬上合力錢・馬上公定錢・馬上功程錢)を差定する御旅所の論理が明らかにされるとともに、その馬上役が、応永初年以降、室町幕府によって案出された馬上一衆・合力神人制、つまり公方御倉もつとめる山徒の有力土倉によって形成された馬上一衆が配下の日吉神人である洛中の酒屋・土倉から徴収する方式へと転換されたことなどが解明されたのである。

したがって、戦国期の神輿渡御を考える際にも、この馬上役という用途のありかたを検討することが肝要といえるが、さいわい近年、この馬上役にかかわる史料をふくむ新出の文書群が『八瀬童子会文書』⁴⁾『新修八坂神社文書 中世編』⁵⁾として公表されている。また、既知の史料のなかにも瀬田氏が触れられていないものもあり、それらを分析することで、新たな知見を得ることができそうに思われる。そこで、本稿では、以上のような見通しをもちつつ、まずは応仁・文明の乱直前の状況から検討作業をはじめようと思うが、そのまえに、話の前提として中世祇園会における神輿渡御のありかたの基本について簡単に触れておくことにしよう。

まず祭祀の式日は、旧暦の六月七日と一四日。七日の夕刻、三基の神輿、大宮(おおみや)(牛頭天王、天王、中御座)・八王子(はちおうじ)(八大王子、東御座)・少将井(しょうしょうい)(波梨采女、波梨女、西御座)が駕輿(か)丁に昇がれ、祇園社から四条大路を経由して、前二基(大宮・八王子)は大政所御旅所(おおまんこう)(高辻東洞院)、またのこりの一基(少将井)は少将井御旅所(冷泉東洞院)に入る。これが神幸であり、史料では「神輿迎」と記されるものである。一方、一四日は還幸。すなわち、各々の御旅所から三条大路を経由し祇園社にもどってくるというもので、かつてはこちらのことを「祇園会」「祇園御霊会」と呼んだといわれている。ちなみに、鎌倉末・南北朝期以降に登場する山鉾は、七日・一四日ともに時刻として神輿渡御に先行し巡行することとなっていた。

一 用途からみた応仁・文明の乱直前の神輿渡御

(1) 大政所御旅所・少将井御旅所をめぐる

先にものべたように、室町期における神輿渡御の用途である馬上役については、室町幕府によって案出された馬上衆・合力神人制によってまかなわれていたと理解されてきた。もちろん、この事実そのものはあやまりではないが、近年、『八瀬童子会文書』を詳細に分析をされた下坂守氏⁽⁶⁾によって、祇園会馬上役にかかわって登場する馬上衆と本社の日吉社小五月会馬上役にかかわる馬上衆が実は同一のものであること、すなわち祇園会馬上役が、至徳年間に幕府と山門延暦寺大衆によって整備された日吉小五月会馬上役二〇〇余貫文の一部を運用するかたちであったことが明らかにされたのである。

『八瀬童子会文書』によれば、その用途のながれは、馬上衆の年行事が、「小五月会馬上功程銭内」から祇園会馬上役三〇〇貫文を「小五月会已後日数数十日以前」に祇園執行へ渡す手順になっていたことが知られる。また、『八坂神社文書』『新修八坂神社文書 中世編』にのこされる、年行事の送文と祇園執行の請取状を一覧表化した「表一」をみるかぎり、祭祀式日に変更がきたされた寛正三年(一四六二)以外は、六月二日ないしは三日に馬上役の授受がなされていたことが読みとれる。そして、授受された馬上役は、祇園執行の手を経て神輿渡御にかかわる用途として諸方に行きわたることになっていたが、ところが、「表一」をみればわかるように、その額は、永享四年(一四三二)を境に三〇〇貫文から一五〇貫文に減少をとげることとなる。

この間の事情については、すでに瀬田勝哉氏によって明らかにされているように、永享三年(一四三一)に大政所御旅所成立とかかわりをもつ、いわゆる世襲神主家の松寿丸によっておこされた訴訟で祇園執行およびその配下の左方神主池田(源)縁親が敗訴、それによって「大政所神主職・同敷地・杜恩等」が応永四年(一三九七)以来世襲神主家へ返付されると同時に、三〇〇貫文のうち一五〇貫文も馬上役差定にともなう得分として渡されたためであった。したがって、応仁・文明の乱直前においては、祇園執行は、一五〇貫文でもって神輿渡御にかかわる下行をおこなっていたわけだが、その下行の内容そのものについては、次節で検討するとして、ここでは、もう一方の得分一五〇貫文のゆくえについてみておくことにしよう。

【表一】 馬上料足送文・請取状

年月日	文書名	宛所	馬上料足額	典拠
応永30年6月2日	年行事兼英馬上料足送文	欠	300貫文	八坂神社文書
応永32年6月2日	年行事兼尋馬上料足送文	執行御房	300貫文	八坂神社文書
永享4年6月3日	年行事某馬上料足送文	執行御房	150貫文	八坂神社文書
永享4年6月3日	祇園社納所法眼馬上料足請取状案	欠	150貫文	八坂神社文書
永享5年6月2日	年行事宝聚坊浄円馬上料足送文	欠	150貫文	八坂神社文書
永享7年6月2日	年行事定泉坊靖運馬上料足送文	祇園執行御坊	150貫文	新修八坂神社文書
永享10年6月2日	年行事定光坊康尊馬上料足送文	欠	150貫文	八坂神社文書
永享11年6月2日	年行事隆善房宗守馬上料足送文	欠	150貫文	八坂神社文書
永享12年6月2日	年行事寛盛坊浄藏馬上料足送文	欠	150貫文	八坂神社文書
文安2年6月2日	年行事定泉坊靖運馬上料足送文	執行御坊	150貫文	八坂神社文書
文安3年6月2日	年行事禪住坊承操馬上料足送文	執行御坊	150貫文	八坂神社文書
宝徳2年6月2日	年行事継有馬上料足送文	執行御坊	150貫文	八坂神社文書
宝徳3年6月2日	年行事春兆馬上料足送文	執行御坊	150貫文	八坂神社文書
長祿3年6月2日	年行事代浄有馬上料足送文	執行御坊	150貫文	八坂神社文書
長祿3年6月2日	執行代池田縁親馬上料足請取状案	年行事御坊	150貫文	八坂神社文書
長祿4年6月2日	年行事代浄有馬上料足送文	欠	150貫文	八坂神社文書
寛正2年6月3日	年行事定光坊康尊馬上料足送文	執行御坊	150貫文	八坂神社文書
寛正3年12月2日	年行事代福泉坊某馬上料足送文	執行御坊	150貫文	八坂神社文書
寛正6年6月2日	年行事安養坊春憲馬上料足送文	執行御坊	150貫文	八坂神社文書
寛正6年6月2日	社務執行宝寿院顕重馬上料足請取状案	年行事御坊	150貫文	八坂神社文書
文正元年6月7日	年行事代福泉坊某馬上料足送文	執行御坊	150貫文	八坂神社文書

註) 年行事等の人物比定については、下坂守『中世寺院社会の研究』(思文閣出版, 2001年)を参照とした。

内容により文書名を変更した箇所がある。

とはいうものの、この点についても、すでに瀬田氏が一部検討をくわえられている。それは、嘉吉三年(一四四三)におこった得分一五〇貫文をめぐる少将井神主職禪住と祇園執行顕宥とのあいだで繰り広げられた相論というものであるが、ただ、そのなかでも瀬田氏が注目されていない点として重要と思われるのが、顕宥が支状案において「左方右方之神主各年仁相副諸神人差馬上」とのべていること、つまりは祇園会馬上役が大政所と少将井の両神主によって各年に差定されていたという事実である。これによって、得分一五〇貫文もまた各年に両神主の手元に入ることになっていくことが了解できるのであるが、おそらくはこの点を押さえておかなければ、大政所にひきつづいて少将井神主と祇園執行のあいだでも一五〇貫文をめぐる相論がおこった理由も理解できないものと思われる。

なお、大政所を左方といい、少将井を右方というのは、瀬田氏が指摘されたように、あくまで祇園執行側からの呼び方であるが、その右方少将井神主職を馬上一衆のメンバーでもある山徒の有力土倉、禪住坊(承操)自身が保持していたことはやはり注目される。禪住坊がこの神主職をどのように保持するに至ったのか、また祇園執行との相論がどのように推移したのかについては、ともに関連史料がのこされていないので不明といわざるを得ないが、ただ、このちも禪住坊が少将井神主職の地位にありつづけたこ

とだけは確実である。というのも、『八瀬童子会文書』には、禪住坊による文安六年（一四四九）および次に引用するような寛正二年（一四六一）付の「少将井差符得分」の請取状が¹⁰のこされているからである。

請取申 馬上銭事

合柒拾五貫文者、

右為少将井社差符得分、所請取申之状如件、

禪住

寛正式年六月二日

承操（花押）

年行事御坊

この文書については、新出史料でもあるため、当然瀬田氏も指摘されていないが、ここで見のがすことができないのが、得分の額がさらに半額の「柒拾五貫文」として記されている事実である。この間の事情については、『八坂神社文書』など祇園社に直接かわかる史料のなかには手がかりが見つからなかったが、おそらくは、次の『建内記』¹¹文安四年（一四四七）六月七日条が伝えるような記事などが関係するものと思われる。

御旅所神主職事、前神主及訴訟之間、半分各可致沙汰之由御成敗之処、不承引、仍於祇園取孔子之処、所閉籠御旅所^{高辻島丸}之輩可誅戮之由、神許、又彼御旅所已可炎上歟、不然者可穢之上者可幸他所歟之由、同決孔子之処、可幸他所之孔子也、仍有其企之処、半分之定領状申、夜前退散云々、

ここにみえる「前神主」が誰をさしているのかについてはこれだけでは不明であるが、幕府による「御成敗」を「承引」せず大政所に「閉籠」する輩がいることからすると、大政所にかかわる神主であろう。また、右のような事態に至った事情についてもつまびらかではないが、ただいずれにしても、「前神主」の訴訟をめぐる一連の騒動の結果、「半分各可沙汰」という当初の「御成敗」に落ちつくことになったのであるから、これによって、得分一五〇貫文も半分となり、それが馬上役を各年で差定する少将井御旅所の方へも適用された結果が先の文書の数値と

して現れたものと推察される。

なお、この時期の大政所神主をめぐっては、文安六年（一四四九）五月付と考えられる祇園執行顕有の申状案および宝徳元年（一四四九）二月付左方神主池田縁親の申状案の内容が参考になる。それらによれば、先に神主職を安堵された松寿丸は、「依背神慮、文安六年五月六日死去」したという。顕有・縁親両人の申状は、この機会に、かたや大政所敷地の返付を、かたや神主職の返付をもとめるために作成されたものであるが、ここで注目されるのは、ともに松寿丸のことを「河野子之僧」「かわのか子の僧」と説明している点である。

この河野というのは、瀬田氏も指摘されているように、『満濟准后日記』¹³永享五年（一四三三）八月九日条によれば、「河野加賀入道」という人物であることがわかるが、複雑なことに、同条によると、その妻（「神主僧猶子松寿丸母」）が猶子親である「祇園神主代僧」（助貞）殺害の容疑をかけられていたという事実も知れるのである。かかる事態の背景にいかなる問題があったのか、それをさぐる材料には残念ながらもぐまれないが、いずれにしても、松寿丸が文安六年に死去したというのであれば、文安四年時点で大政所の「前神主」と呼ばれる人物とは、おのずと池田縁親をおいてほかにないということになる。逆に、大政所に閉籠する輩とは、松寿丸など世襲神主家関係のものたちであった可能性が高いものと思われる。

ちなみに、時代はかなりくだって元和三年（一六一七）付の「御旅所大政所神主」による申状案¹⁴にも、「祇園御旅所大政所ハ、我等先祖助正御霊夢により、祇園牛頭天王助正屋敷へ神幸あつて、東洞院高辻屋敷四町まち、七百年はかりつたはりもちきたり申候」とみえるので、結局、顕有・縁親両人は、大政所御旅所神主職およびその敷地そのものについては文安六年・宝徳元年においてもとりもどすことができなかつたということになるものと思われる。同様に、（年末詳）正月付の文書¹⁵に「祇園社少将井御旅所勧進」が「禪住千代松丸」に申付けられていることからすると、少将井神主職も禪住坊一類によってある時期（おそらく応仁・文明の乱後）までは世襲されたものと考えられる。

（2）馬上役下行の内容

『八坂神社文書』『新修八坂神社文書 中世編』には、ともに馬上役下行にかかわる史料が多数のこされている。先の【表一】もまたそれら的一部であるが、そのほかに、馬上役が祇園執行によって各方面にどのような下行されたかをしめす支配帳やその下行に対する各方面からの請取状などがある。【表二】は、そのうち、支配帳の内容を一覧表化したものである。

瀬田氏が言及されたように支配帳のうち、永享三年（一四三二）の分がもっとも詳細なものとなっているが、ここにみえる「一銚」から「十三銚」および「神馬」五疋が、馬上役の「馬上」に直接かわるものである。そして、それ以外が、神輿渡御に供奉する獅子舞・本座新座の田楽・王舞など職掌人と呼ばれた人々に下行されていたわけであるが、使用可能な用途一五〇貫文全体（三〇〇貫文のうち、残りの一五〇貫文はいずれにしても得分であるため）からしても、天台座主の交代にともなって遷代する別当や目代の得分がかなりのウェイトをしめていたことがうかがえる。また、その一方で二貫文や一貫文前後の額で獅子舞・田楽・王舞等の用途がまかない得たのかについても判断のむずかしいところであるが、いずれにしても、【表二】を一覧して確実にいえることは、これ以前より神輿渡御に供奉し、また時期によってさまざまに耳目をそばだたせてきた馬長・歩田楽・久世舞・定銚、そして山銚などに対しては馬上役が下行されることがなかったということ、つまりはその経済基盤において一線がひかれていたという点であろう。

ところで、【表二】において大きな変化が読みとれるのが、文正元年（一四六六）と文亀二年（一五〇二）のあいだである。いうまでもなく、そこには応仁・文明の乱による祭祀中絶という状況が横たわっているのであるが、乱後の文亀二年に計上された銭額のすべてが本来の「拾貳分¹⁶」であること、しかもこの史料を最後に馬上役の下行にかかわる史料がこされていらないことから、応仁・文明の乱後、つまりは戦国期の神輿渡御の多難さがうかがえる。また、当然のこと、このように不足する馬上役を補充、あるいはそれにとつてかわるべき用途が必要となったであろうことも容易に想像される。そこで、次章では、これらの点を念頭に戦国期の実態についてみてゆくことにしよう。

二 戦国期における神輿渡御の実態

(一) 再興

応仁元年（一四六七）、祇園社は、兵火によって「炎上¹⁷」、そのために祇園会も「不及沙汰¹⁸」、そして、「神躰五条辺ニ奉入之¹⁹」という状況がつづくことになっていた。祭祀再興の動きはその後ながくみられず、明応五年（一四九六）になってようやくそのきざしがあらわれるが、それは、「大政所」を「修造」した「十穀縁実房」に対して幕府が「令勸進所々²⁰」、「造立神輿」し祇園会再興を命じたことにはじまるものであった。同内容のことは、祇園執行にも、また「左方大政所神主宮千代」にも命じられているが、神輿造替は容易にすすまなかったようで、そのため、

役 下 行

永 享 3 年				永 享 4 年		永 享 6 年			
一鉾 神馬 見參料	懸物 12 2 疋	7 貫200文 2 貫600文 5 貫文	14貫800文 (以上)		別当御分	14貫800文	別当御分 14貫800文		
三鉾 見參料	懸物 9	5 貫400文 1 貫500文	6 貫900文 (以上)	此内 1 貫文 一公文給	一公文分	1 貫文	一公文分 1 貫文		
四鉾 五鉾 神馬 六鉾 七鉾	懸物 9 懸物 6 1 疋 懸物 5 懸物 5	5 貫400文 3 貫600文 1 貫300文 3 貫文 3 貫文		此内600文	右方神主	600文	右方神主 600文		
八鉾	懸物 4	1 貫400文 1 貫文			二三公文分	2 貫400文	二三公文分 2 貫400文		
九鉾 十鉾 神馬 見參料 下居神供 大鉾頭	懸物 4 懸物 3 1 疋	2 貫400文 1 貫800文 1 貫300文 3 貫文 25 貫文	33貫500文 (以上)		目代分	33貫500文	目代分 33貫500文		
二鉾 神馬 見參料 十一鉾 十二鉾 十三鉾	懸物 11 1 疋 懸物 3 懸物 3 懸物 2	6 貫600文 1 貫300文 1 貫500文 1 貫800文 1 貫800文 1 貫200文			金仙坊	600文	金仙房 600文		
		3 貫文 4 貫文 8 貫500文 6 貫500文 1 貫文 2 貫文 2 貫文 1 貫500文 1 貫500文 2 貫文 400文 1 貫文 300文 300文 300文 5 貫文 3 貫文 500文 500文 1 貫文 300文 500文			下居神供 馬上乘尻 專当酒肴 宮仕酒肴 宝蔵預分 師子舞 御立神楽 本座田楽 新座田楽 寮公人 寮櫃 4 合 大宮加与丁酒肴 王舞 3 人 長講 3 人 御正躰代 乳人得分 社家上御使分 致齋御櫛 片羽屋神子男中 奉行殿原中 錢詠下行物	3 貫文 4 貫文 8 貫500文 6 貫500文 1 貫文 2 貫文 2 貫文 1 貫500文 1 貫500文 2 貫文 400文 1 貫文 300文 300文 300文 5 貫文 3 貫文 500文 500文 1 貫文 300文 500文		下居神供 馬上乘尻 專当酒肴 宮仕酒肴 宝蔵預分 師子舞 御立神楽 本座田楽 新座田楽 寮公人 寮櫃 4 合 大宮加与丁酒肴 王舞 3 人 長講 3 人 御正躰代 乳人得分 社家上御使分 致齋御櫛 片羽屋神子男中 奉行殿原中 所司 錢ゑり女男	3 貫文 4 貫文 8 貫500文 6 貫500文 1 貫文 2 貫文 2 貫文 1 貫500文 1 貫500文 2 貫文 400文 1 貫文 300文 300文 300文 5 貫文 3 貫文 500文 500文 1 貫文 300文 500文 3 貫300文 2 貫500文
八坂神社文書				八坂神社文書		八坂神社文書			

【表二】 馬 上

応永27年 (後欠)		応 永 29 年		応 永 30 年		永 享 2 年		
		別当御分	14貫800文	別当御分	14貫800文	別当御分	14貫800文	別当
一公文御代官分	1貫文	一公文分	1貫文	一公文分	1貫文	一公文分	1貫文	一公文分
		七銚分内 右方神主	600文	七御銚 右方神主	600文	七御銚 右方神主	600文	権長吏分 六月番仕 左方神主 右方神主
二三末公文	2貫400文	八御銚 二三公文分	2貫400文	八銚分 二三公文分	2貫400文	八御銚 二三公文分	2貫400文	末公文2人
		目代分	33貫500文	目代分	33貫500文	目代分	33貫500文	目代
								社家
		十二銚半分 大門殿 十三銚半分 金仙坊	900文 600文	大もんとの 十二御銚 十三御銚 金仙坊	900文 600文	十三御銚 金仙坊	600文	此内半分 大門 此内半分 金仙坊
専当方酒肴	8貫500文	下居神供 馬上乗尻 専当酒肴 宮仕酒肴 宝蔵預分	3貫文 4貫文 8貫500文 6貫500文 1貫文	下居神供 馬上乗尻 専当酒肴 宮仕酒肴 宝蔵預分	3貫文 4貫文 8貫500文 6貫500文 1貫文	下居神供 馬上乗尻 専当酒肴 宮仕酒肴 宝蔵預分	3貫文 4貫文 8貫500文 6貫500文 1貫文	社家分下居神供 馬上乗尻 専当酒肴 宮仕酒肴 宝蔵預
師子舞 御立神楽	2貫文 2貫文	師子舞 御立神楽 本座田楽 新座田楽	2貫文 2貫文 1貫500文 1貫500文	師子舞 御立神楽 本座田楽 新座田楽	2貫文 2貫文 1貫500文 1貫500文	師子舞 御立神楽 本座田楽 新座田楽	2貫文 2貫文 1貫500文 1貫500文	師子舞 御立神楽 本座田楽 新座田楽
寮公人 寮櫃	2貫文 400文	寮公人 寮櫃4合 大宮加与丁酒肴	2貫文 400文 1貫文	寮公人 寮櫃4合 大宮加与丁酒肴	2貫文 400文 1貫文	寮公人 寮櫃4合 大宮加与丁酒肴	2貫文 400文 1貫文	寮公人 寮櫃4合 今宮駕與丁酒肴
長講3人 御正躰代承仕方 乳人	300文 300文 5貫文	王舞3人 長講3人 御正躰代 乳人得分 社家上御使分 致齋御櫛 片羽屋神子男中	300文 300文 300文 5貫文 3貫文 500文 500文	王舞3人 長講3人 御正躰代 乳人得分 社家上御使分 致齋御櫛 片羽屋神子男中	300文 300文 300文 5貫文 2貫文 500文 500文	長講3人 御正躰代 乳人得分 社家上御使分 致齋御櫛宮仕 片羽屋神子男中	300文 300文 5貫文 3貫文 5貫文 500文	長講3人 承仕3人 乳人得分条々 社家之上使 致齋御櫛下物 片羽屋神子男中
		奉行殿原中	1貫文	奉行殿原中	3貫文	奉行殿原中	1貫文	下行等奉行中 下部以下
		神主ふさ1く 神主下部	500文 1貫100文	せによみの下人 神主装束	339文	錢詠下行物 神主装束	500文	神主絲2具 神主装束
八坂神社文書		八坂神社文書		八坂神社文書		八坂神社文書		

註) 一部、項目を略した部分がある。

役 下 行

長 禄 4 年		文 正 元 年		文 龜 2 年		年月日未詳1 (前欠)		年月日未詳2 (後欠)	
别当	14貫800文	别当御分	14貫800文	别当	1貫184文				
一公文	3貫文	一公文	3貫文						
長吏分	7貫700文			長吏	616文				
二公文 三公文	1貫400文 1貫文	二公文 三公文	1貫400文 1貫文						
目代	33貫500文	目代分	33貫500文	目代	2貫640文				
金仙房	600文	金仙房	600文						
乘尻 承仕酒肴 宮仕方 宝蔵預 獅子舞 御立神楽 本座田楽	4貫文 8貫500文 6貫文 1貫文 2貫文 2貫文 1貫500文	乘尻 承仕酒肴 宮仕方 宝蔵預 獅子舞 御立神楽 本座田楽	4貫文 8貫500文 6貫文 1貫文 2貫文 2貫文 1貫500文	宮仕 専当 獅子 御立神楽 田楽(本座新座)	1貫文 680文 160文 160文 240文	承仕	300文	のりしり し、舞 御たちかくら	4貫文 5貫文 2貫文
新座田楽 寮公人 寮櫃4合 大宮加与丁 王舞□□ 長講3人分 御正躰3面 乳人 上使	1貫500文 2貫文 400文 1貫文 500文 300文 300文 5貫文 3貫文	新座田楽 寮公人 寮櫃4合 大宮加与丁 王舞3人 長講3人分 御正躰3面 乳人 上使	1貫500文 2貫文 400文 1貫文 500文 300文 300文 5貫文 3貫文	れうのくにん 今宮神人 わうの舞 御正躰 御めのと	160文 80文 40文 24文 400文	寮櫃4合 今宮駕与丁酒肴 王舞3人 長講3人 乳人得分条々 社家上使 致齋御櫛下行物 片羽屋者	400文 1貫文 300文 300文 5貫文 3貫文 500文 500文	れうのくにん めのと分	2貫文 5貫文
片羽屋□□	500文	片羽屋神子男	500文	片羽屋御子男	80文				
所司役分 総 宮仕酒肴 宮仕御注連上	3貫300文 250文 4貫文 2貫500文	所司役人 総 宮仕酒肴 宮仕御注連上	3貫300文 250文 4貫文 2貫500文	所司役	264文				
						ふさ2反	500文		
						左方神主装束 御鉾絹12疋代	1貫500文 22貫550文	さいのほこ	2貫文
新修八坂神社文書		八坂神社文書		新修八坂神社文書		八坂神社文書		八坂神社文書	

戦国期祇園会の神輿渡御について

(前頁よりつづき)

【表二】 馬 上

永 享 10 年		文 安 5 年		享 徳 元 年		長 祿 2 年		長 祿 3 年	
別当	14貫800文	別当	14貫800文	別当	14貫800文	別当	14貫800文	別当	14貫800文
一公文	3貫文	一公文	3貫文	一公文	3貫文	一公文	3貫文	一公文	3貫文
		長吏分	7貫700文	長吏分	7貫700文	長吏分	7貫700文	長吏分	7貫700文
二公文 三公文	1貫400文 1貫文	二公文 三公文	1貫400文 1貫文	二公文 三公文	1貫400文 1貫文	二公文 三公文	1貫400文 1貫文	二公文 三公文	1貫400文 1貫文
目代	33貫500文	目代	33貫500文	目代	33貫500文	目代	33貫500文	目代	33貫500文
金仙房	600文	金仙坊	600文	金仙坊	600文	金仙房	600文	金仙房	600文
乗尻 専当酒肴 宮仕折居 宝蔵預 師子舞 御立神楽 本座田楽 新座田楽 寮公人 寮櫃4合 大宮加与丁 王舞3人 長講3人 御正躰3面 乳人 上御使分	4貫文 8貫500文 5貫500文 1貫文 2貫文 2貫文 1貫500文 1貫500文 2貫文 400文 1貫文 300文 300文 300文 5貫文 3貫文	乗尻 承仕酒肴 宮仕方 宝蔵預 師子舞 御立神楽 本座田楽 新座田楽 寮公人 寮櫃4合 大宮加与丁 王舞3人 長講3人分 御正躰3面 乳人 上使	4貫文 8貫500文 6貫文 1貫文 2貫文 2貫文 1貫500文 1貫500文 2貫文 400文 1貫文 500文 300文 300文 5貫文 3貫文	乗尻 承仕酒肴 宮仕方 宝蔵預 師子舞 御立神楽 本座田楽 新座田楽 寮公人 寮櫃4合 大宮加与丁 王舞3人 長講3人分 御正躰3面 乳人 上使	4貫文 8貫500文 6貫文 1貫文 2貫文 2貫文 1貫500文 1貫500文 2貫文 400文 1貫文 500文 300文 300文 5貫文 3貫文	乗尻 承仕酒肴 宮仕方 宝蔵預 師子舞 御立神楽 本座田楽 新座田楽 寮公人 寮櫃4合 大宮加与丁 王舞3人 長講3人分 御正躰3面 乳人 上使	4貫文 8貫500文 6貫文 1貫文 2貫文 2貫文 1貫500文 1貫500文 2貫文 400文 1貫文 500文 300文 300文 5貫文 3貫文	乗尻 承仕酒肴 宮仕方 宝蔵預 師子舞 御立神楽 本座田楽 新座田楽 寮公人 寮櫃4合 大宮加与丁 王舞3人 長講3人分 御正躰3面 乳人 上使	4貫文 8貫500文 6貫文 1貫文 2貫文 2貫文 1貫500文 1貫500文 2貫文 400文 1貫文 500文 300文 300文 5貫文 3貫文
片羽屋男神子	500文	片羽屋神子男 奉行酒肴分	500文 300文	片羽屋神子男	500文	片羽屋神子男	500文	片羽屋神子男	500文
所司役 総	3貫300文 250文	所司役分 総	3貫300文 250文	所司役分 総	3貫300文 250文	所司役分 総	3貫300文 250文	所司役分 総	3貫300文 250文
宮仕酒肴 宮仕注連上	4貫文 2貫500文	宮仕酒肴 宮仕御注連上 房仕10人	4貫文 2貫500文 103文	宮仕酒肴 宮仕御注連上	4貫文 2貫500文	宮仕酒肴 宮仕御注連上	4貫文 2貫500文	宮仕酒肴 宮仕御注連上	4貫文 2貫500文
八坂神社文書		八坂神社文書		八坂神社文書		八坂神社文書		八坂神社文書	

翌明応六年（一四九七）、幕府は、「以神准神輿」という「先例」をもちだして祭礼再興を命じるに至っている。⁽²¹⁾

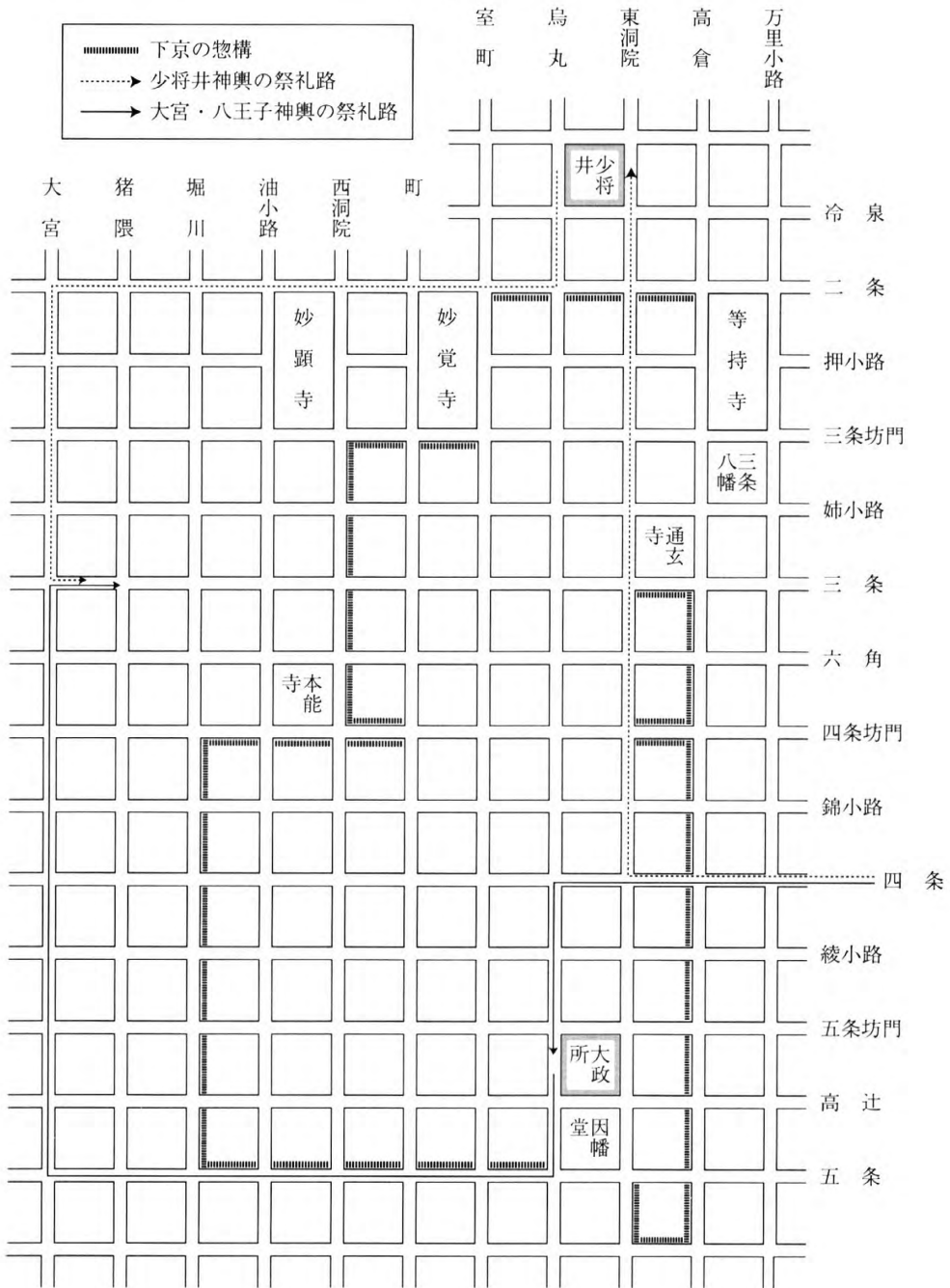
神輿造替が遅々としてすまなかつた理由は、いうまでもなくその費用が莫大なものであったからである。たとえば、明応六年、祇園執行玉寿が社家奉行飯尾清房に提出した「祇園社神輿造替」の注文には、神輿一社分として「万疋」、三基で都合三〇〇〇疋（三〇〇貫文）、それに「御装束 三社分」として「式千七百貫文」を計上しており、また、同年に「御大工源左衛門尉広吉」によって作成された神輿修造にかかわる注文でも「百卅式貫五百廿文」が見積もられている。結局、この莫大な用途をどのように捻出したかは不明ながらも、明応九年（一五〇〇）に祇園会は再興にこぎつけることになる。『大乘院寺社雜事記』同年六月八日条には、「三社神輿ハ新造歟」とみえるので、明応五年からでも四年が、また応仁元年の祭礼中絶からかぞえれば三六年の歳月がすでにながれたということになる。

祭礼当日は、六月七日・一日とともに大雨であったが、『後法興院記』六月七日条によれば、見物人で「万人成市」すありさまであった。ところが、そのようななか、同記六月一日条によれば、還幸の際、「誼誼出来、数刻闘諍、仍被疵・戦死数十人、不知其数云々、神輿奉振棄」、翌一五日に無事「帰座」という出来事がおこったのである。再興された祇園会をめぐってわきたつ興奮と雑踏のさまがしのばれるが、それでは再興された神輿渡御の具体相とはどのようなものであったのであろうか。

この点にかんして知られる唯一の史料が、当時の侍所開闔であった松田頼亮が記したとされる『祇園会山鉾事』という記録である。従来、応仁・文明の乱前後の山鉾研究においても頻繁につかわれてきた本記録にいくつかの問題点があることについては、別の機会にも触れたが、一応それを踏まえたくて、再興なった神輿渡御の姿をみてみると、まず、「御道つたえ」⁽²²⁾ 祭礼路は、「大ま所」⁽²³⁾ 大宮・八王子の二基は「四条をにしへ烏丸まで、それを南へ御たみ所まで」^(御旅所)を神幸し、還幸の際には「五条を西、大宮まで、それを上へ三条まで」という路筋をとったことが知られる。また、「せうしやうみん」⁽²⁴⁾ 少将井一基は、「四条を東のとみんまで、其上へ冷泉まで御たみところ」^(御旅所)を神幸し、還幸の時には「二条にしへ大宮まで、それを三条まで」という路筋をとったとされており、⁽²⁵⁾ おそらくは、三条大宮において三基の神輿が列座し、祇園社へ帰座したと考えられるので、祭礼路自体は乱前と変化がなかったことがここからは読みとれる。

ちなみに、戦国期の京都は、ある時期以降、上京・下京ともに市街地が凝集し、それを惣構と呼ばれる堀・土塁・塀などが囲む環濠集落化することが知られているが、⁽²⁶⁾ 図一からもわかるように、神輿渡御の祭礼路は、その惣構に囲まれた都市空間のありかたにかならずしも規制をうけるものでなかつたと推察される。もっとも、この点は、山鉾においても、たとえば、『上杉本洛中洛外図屏風』や『祇園御旅所古図』など

【図一】



において長刀鉾が惣構の外の河原を南下するさまが描かれてあることから同様の可能性が指摘できるが、これは、別の機会にも指摘したように、戦国期においてもなお山鉾の存在と都市空間の基礎単位ともなる社会集団・共同体としての町がかならずしも一体化していなかったということを示唆するものといえよう。

『祇園会山鉾事』には、神輿渡御に供奉したものととして、順番に①「御先」に「いぬひしにん」(犬神人)、②「おもひくの願主」、③「ししの衆」(獅子舞)、④「社人」、⑤「こし」(輿)に乗った「みこ」(神子)、⑥「むま」(馬)に乗った「神主」、そしてしんがりとして⑦「よろひひた、れ」(鎧直垂)の「四座の衆」がつらなつたと記されているが、先の【表二】に記された職掌人の存在とくらべてみても、たとえば、十三鉾と神馬五疋、また本座新座の田楽や王舞などの姿がみられなくなっているという点が指摘できる。先にも触れた文亀二年の状況を考慮すれば、馬上役等用途の不足という状況がその背景にあったのかもしれないが、もともと、『祇園会山鉾事』にすべてが記されているとはかぎらないので、断定するには慎重になるべきであろう。

なお、神輿渡御の「御先」に犬神人がいつから供奉するようになったのかその時期を確定することは困難であるが、すでに知られているように、文和二年(一三五三)には、犬神人等自身が「祇園社祭礼之時、犬神人等自六月朔日至十四日、警固社頭、致掃除、御行之時、令供奉之」⁽²⁶⁾とのべているので、南北朝期にさかのぼることはまちがいない。また、戦国期については、「たとえ酷暑であっても、輿が通過する間、誰も頭に帽子をかぶったり扇子を使ったりすることは許されない。なぜなら(輿に)先行している大勢の下賤の者が(そうした人を見つけると)その頭を棒でなぐりつけるからである」という状況を伝える宣教師ルイス・フロイスの『日本史』⁽²⁷⁾の記事が参考となる。

他方、神輿渡御のしんがりとして「四座の衆」≡侍所の四座公人(小舎人(南方公人・北方公人)・雑色(南方公人・北方公人)⁽²⁸⁾)が供奉するようになった時期もつまびらかではないが、よく知られているように、『蜷川家文書』にのこされる大永三年(一五二三)付幕府侍所小舎人雑色所役注文⁽²⁹⁾に「一、祇園会御警固事」とみえるので、再興以降、すなわち戦国期以降であることは確実である。もともと、祇園会神輿渡御は、再興なった明応九年の時と同様に、乱前においても、たとえば、「駕輿丁与警固輩喧嘩狼藉」⁽³⁰⁾、「大政所駕輿丁与少将井駕輿丁喧嘩」⁽³¹⁾、「大政所駕輿丁与師子舞喧嘩」⁽³¹⁾、「宮仕与駕輿丁及喧嘩」⁽³²⁾、「駕輿丁与河原者喧嘩」⁽³³⁾、「少将井駕輿丁与畠山被管人、於冷泉東洞院喧嘩」⁽³⁴⁾など喧嘩の記事にこと欠かないから、いつの時期においても嚴重な警固が必要であったことはまちがいない。が、それがいつの段階から四座公人として警固にあつたのかという点については慎重を期すべきものと思われる。

ところで、別の機会にも触れたように、明応九年の祇園会再興というものは、乱以前の状況と比較した場合、かなりの強行軍でもって幕府が押しきったすえに実現したものであった。たとえば、本末関係においても、また用途たる馬上役のありかたからしても不可分の存在であった日吉社小五月会が退転を余儀なくされているという状況のなか、「縦日吉祭礼等、雖有遲怠、於当社之儀者、厳密加下知、可被專神事⁽³⁵⁾」という強い意向を幕府はしめしたし、従前の馬上役制にこだわる祇園社側に対しても、神幸については「縦雖為神事以後、堅被仰付酒屋土倉⁽³⁶⁾、還幸についても大舍人に「其足」を付すことを命じると同時に「至下行物者、雖為以後、堅可被仰付⁽³⁷⁾」という、いわば約束手形を切ることで納得させようとしているからである。

幕府がなにゆえ、そこまでこだわって祇園会再興に踏みきったのかについては、いまだにそれを史料で押さえることができないているが、ただ、幕府が切った手形のつけは、当然この後の祇園会にまわされることになった。そこで、次節では、この点を踏まえつつ、比較的まとまって史料を集めることのできた永正元年（一五〇四）を中心に、より具体的に神輿渡御の姿をみてゆくことにしよう。

(2) 永正元年を中心に

従来、あまりとり上げられてこなかったが、『祇園社記』第一二には、『永正元年御霊会之雑々記』と題された記録がおさめられている。いくつかの文書が写される一方で、五月から六月一九日までの日付と関連記事が日記風に記されており、おそらくは祇園執行やその周辺によってつづられた記録と考えられるが、その最初のところで、祇園執行玉寿が社家奉行飯尾清房にあてて書状を送っている。そこにみえる次の一文は、明応九年の再興以来、この間の状況の切実さを物語るものとして注目される。

此四ヶ年事者、雖為無足、応夫意随神役候、於当年者第一無御下行候者、不可勤其役分各申候、

すなわち、再興以来四カ年のあいだは「無足」、つまりは馬上役やそれを代替する用途が下行されずに神輿渡御がおこなわれていた。やはり幕府の手形は空手形となっていたのである。事実、大舍人に命じた還幸の「其足」も文龜三年（一五〇三）には「去明応九年以来失墜分式百貫文⁽³⁸⁾分」となっており、それを催促する奉書がいくつかのこされているものの、結局、履行されることはなかった。そのためであろう、別の機会にも触れたように、文龜元年（一五〇二）には、神幸の用途として馬上役を「相懸当社敷地上」、還幸の用途として「山鉾内少々略之、以彼要

脚為其足付、可被致下行⁽³⁹⁾というような方法も並行して採用されるに至っているが、いずれにしても、「於当年者第一無御下行候者、不可勤其役分」と各々が申すのも無理はなかったことが了解できよう。

祇園執行玉寿は、右の書状に、次の「一書」⁽⁴⁰⁾ 申状をそえて幕府に具体的な対処をもとめているが、これとほぼ同内容のものが、永正五年（一五〇八）⁽⁴¹⁾、永正一〇年（一五一三）⁽⁴²⁾、永正一八年（一五二一）付でのこされているので、これらが戦国期における神輿渡御が抱えつづけた問題の核心と考えてよいものと思われる。

就御祭礼、雖有種々中事、先以此分、

- 一、少将井御駒頭之事、^(A)
 - 一、御功程銭事、^(B)
 - 一、御神馬 三疋、御唐鞍、^(C)
 - 一、御路事、^(D)
 - 一、大宮駕与丁事、^(E)
- 已上

順序は異なるが、まず（B）の功程銭が馬上功程銭（馬上役）であることは明らかである。「一書」にこのことが記されていることからわかるように、祇園社側の認識としては、馬上役を馬上一衆からというよりも幕府から直接渡されるものと認識していたものと思われるが、それを裏付けるかのように、「当社江御祭礼自公方様可参条々」と題された年月日未詳の文書に、「一、六月祭礼御神馬三疋、同三百貫文公定銭事⁽⁴³⁾」という文言を見いだすことができる。もつとも、祇園社側が馬上役を要求しつづけているからといって、それを幕府が履行できたかどうかというのは別の問題である。たとえば、永正四年（一五〇七）付幕府奉行人連署奉書案⁽⁴⁴⁾などに、「就祇園会之儀、馬上銭事、近年退転」とみえるようにであるが、ただし、同時に、永正九年（一五二二）付同上文書案⁽⁴⁵⁾においては、「祇園社祭礼事、小五月会馬上銭如先規相調之時者、同公程銭可被仰付」と語られているように、幕府は馬上役制の枠組みそのものを容易に放棄することもしなかった。しかし、それゆえ、馬上役は幕府から渡されるものという祇園社の認識を支えつづけることにもなったのである。

次に、(E)の大宮駕與丁の問題は、実はこの時だけであるが、その内容とは、大宮駕與丁_{II}撰津今宮神人の魚物商売にかかわるもので、「依当会退転、近年恣不及座中之沙汰、直買取之致商売⁴⁶⁾」すもの成敗をもとめるものであった。「当会」_{II}祇園会が三六年ものあいだ退転したために今宮神人の独占的な魚物商売が動搖をきたしていたこと、それを再興にあわせて元にもどそうとする動きがあったことが知られる。

(D)の「御路」とは、祭礼路のことであるが、この永正元年に問題となったのは、神幸の前日、六月六日に四座公人の「新右衛門、新次郎、五郎左衛門、孫右衛門」が「此間余之狼藉人在之間」、神輿を供奉すべからず、「諸町可致成敗」(「可致諸町警固」)との將軍の仰せが開闔松田頼亮をもつてもたらされたためであった。これに対して祇園社側では、「近年者、就諸町無力、駕與丁無人存候」、このままでは神輿が立たないので、従前のようにとの申状を提出したため、結局は「如先規被仰訖」ということで落ちつくことになった。

なお、従来、ここにみえる「諸町」を共同体・社会集団としての町と同一視するむきが多かったが、別の機会にも触れたように、この時期の祇園会にかかわって史料に登場する町は、むしろ地口錢賦課の際にみられるような少路と少路の間、つまりは条坊制の町ないしは街区としての四丁町ととらえた方が実際に近いものと考えられる。したがって、ここで意味するところは、神幸の警固をその路筋にあたる少路と少路の間、つまり町ごとにさせるようにと幕府が命じたことになる。もちろん、街区としての四丁町には各々住人がいたであろうから、実際にはそのような住人に神幸路の警固をさせようとしたのであろうが、応仁・文明の乱の影響によって、祭礼路にあたるこの街区に住人の不在状態がめだつたために、それを「無力」という言葉で言いあらわしたものと考えられる。時期は少しさがるが、永祿四年(一五六一)に「祭礼路」を「恣令作毛、成神輿煩⁴⁷⁾」ることを幕府が禁じていることなども同傾向の問題として位置付けられるものと思われる。

ところで、この永正元年の時に、(B)の馬上役以上に問題となっていたのが、実は(A)の少将井駒頭というものであった。この駒頭は、河原正彦氏⁴⁸⁾の研究以来、いわゆる久世駒形⁴⁹⁾につながるものとされているが、現在のところ同時代史料でこの点を確認することはできない。また、脇田晴子氏⁴⁹⁾も祇園社にかかわる神子の研究との関連で部分的に触れられてはいるものの、十分なものとはいえない。そこで、管見のかぎりの史料を一覧表とした【表三】をもとに少しく検討をくわえてみることにしよう。

ことの発端は、文明一九年(一四八七)、駒(狛)大夫せんけん・大郎次郎父子が応仁・文明の乱後の困窮のために「きおんの御こま」_{II}駒(狛)頭と七条道場(金光寺)鎮守および護国寺鎮守の参銭(養銭)を質に御霊社惣一東女坊(東如坊)に毎月一〇文子の利平(利子)で五〇〇文を借用したことはじまる。(1)その後、しばらくの空白があり、祇園会再興がなった翌文龜元年(一五〇一)に大郎次郎家次が東女坊

【表三】 少将井駒頭相論関係文書

	年月日	文書名	宛所	典拠
①	文明19年2月5日	駒大夫せんけん・二郎二郎借用状案		八坂神社文書
②	文亀元年5月日	少将井狛大夫家次初問状案		八坂神社文書・祇園社記第23
③	文亀元年5月30日	御霊社神子奥代初答状案		八坂神社文書・祇園社記第23
④	(文亀元年)6月2日	少将井狛大夫家次二問状案		八坂神社文書・祇園社記第23
⑤	(文亀元年)6月5日	御霊社神子奥二答状案		祇園社記第23
⑥	文亀元年6月7日	室町幕府奉行人飯尾清房奉書	祇園社執行御房	八坂神社文書
⑦	文亀元年	社務執行宝寿院申状案		八坂神社文書
⑧	永正元年6月5日	室町幕府奉行人連署奉書	当社執行	八坂神社文書・祇園社記第11
⑨	(永正元年)6月7日	社務執行宝寿院玉寿書状案	波々伯部五郎殿	祇園社記第11
⑩	(永正元年)6月12日	波々伯部盛秀書状案	飯尾加賀守殿	祇園社記第23・第11
⑪	(永正元年)6月13日	波々伯部盛秀書状案	宝寿院御房人々御中	祇園社記第23・第11
⑫	(永正元年)6月13日	社務執行宝寿院玉寿書状案	飯尾加賀守殿	祇園社記第11
⑬	永正元年7月4日	某折紙	少将井駒方座中	八坂神社文書
⑭	(永正2年カ)5月25日	室町幕府奉行人飯尾清房書状	当社執行	八坂神社文書
⑮	永正2年5月27日	室町幕府奉行人連署奉書	祇園社執行	八坂神社文書
⑯	(永正2年カ)6月7日	室町幕府奉行人飯尾清房奉書	祇園社執行御房	八坂神社文書
⑰	永正2年6月12日	少将井駒頭座中申状案	山本新右衛門尉殿	新修八坂神社文書
⑱	永正2年6月13日	室町幕府奉行人連署奉書	祇園社執行御房	八坂神社文書
⑲	永正2年10月7日	社務執行宝寿院玉寿書状案	飯尾加賀守殿御宿所	八坂神社文書
⑳	(永正18年カ)5月23日	室町幕府奉行人飯尾貞運奉書	祇園社執行御房	八坂神社文書
㉑	永正18年6月4日	室町幕府奉行人飯尾貞運書状	祇園社執行御房	八坂神社文書
㉒	(年未詳)7月15日	社務執行宝寿院顕増書状案	飯尾近江守殿御宿所	八坂神社文書
㉓	(年未詳)10月6日	室町幕府奉行人飯尾貞運書状	祇園社執行御房	八坂神社文書
㉔	(年未詳)9月7日	室町幕府奉行人飯尾堯連書状案	執行御房	祇園社記続録第1

註) 内容により文書名を変更した箇所がある。

を相手に幕府へ相論をおこしたことで事態が動き出すことになった。

家次の初問状(②)では、以下のような主張がみられる。借錢は利平をくわえて八〇〇文として返弁し、「常徳院殿様江州御動座のおりふし」≡足利義尚による六角征伐の際に請出した。ところが、「私宅小家」で「不用しん」のため東女坊に毎年一〇〇文づつの「礼銭」を一〇年間払って預けてきたところ、「質物にとりなかず」(実際は、東女坊が抑留)という事態に直面、おりふし祇園会が再興されたので、明応九年はやむなく「私の代官として、東方神事にしたかへ」だが、当年は駒頭をとり返し神事にしたがいたい、と。

これに対し、東女坊の方は「御霊社神子おく代」として初答状(③)を提出している。ここで、東女坊が御霊社の神子でおく(をく、奥、奥女)とも名乗っていたことがわかるが、奥女はこの初答状において、「彼御狛質物取所実也、但既及十余年流畢」、もし「本利請取并御狛預り置由一行」があるならばそれを明らかにせよと反論している。この反論に対しては、家次は、二問状(④)において、「御狛者、公方物」なのでもし上意として尋ねがあった時を考慮して七条道場の鎮守および護国寺の鎮守の参銭を

「にけ質」として入れたのであり、現在、奥女がそれらを知行している以上、駒頭を抑留するいわれはない。また、毎年一〇疋（一〇〇文）の「灯明料」をつかわしているのが「預置候賞」であるから、一行などは必要でないと言張するに至る。

当然、これに対しては、奥女も二答状⑤を出しているが、その二答状は次のような内容をもつものであった。駒頭ならびに七条道場の鎮守・護国寺の鎮守の参銭が質物であることは明らかで、その証拠として「彼者借書案文」、すなわち①を提出する。また、質物がながれたにもかかわらず、家次が「佗事」をいうので「あるき神子惣中」の「納所公用代官職」に任じ、毎年二〇疋をおさめさせようとしたところ、さらなる「佗事」によって一〇疋に減額した。その一〇疋のことを、家次は、初問状において「礼銭」、二問状では「灯明料」といいかすめている。さらには、「為此方御駒役、如先々勤申所無紛」、したがって神事を違乱してもおらず、かえって家次がおこした相論が神事をさまたげることになつていると主張するのである。

訴陳状という史料の性格上、どちらが真実をのべているのかという点を判断することは非常にむずかしい。実際、幕府も判断に迷ったのであろう、また神幸直前という時間の制約もあったために決着をつけることができず、「於糺明之間者、任上意、為当坊預置」、つまり祇園執行のもとへ駒頭を預けることとなった。⑥結局、相論自体はその後も落居することがなかったために、⑧先の一書の冒頭に記されることとなったのである。

しかも、永正元年は、「奥女就他所罷越候、彼駒頭不到来之条、御幸之時者不渡申候」、つまり奥女の通合で神幸に駒頭が供奉できないという異常事態にまで陥っていた。⑩従来の研究では、この点について触れられることがなかったが、この異常事態がまた相論の混乱に拍車をかけ、翌永正二年（一五〇五）には、駒大夫も所属すると考えられる「御駒かしら座中」が「御駒のかしらにおひてハ、座中にあつてくれされ」るよう、もしくは駒頭を「しんてう」^{新訓}するよう申状を提出したものの、⑬「新作などの事ハ、神慮もいか、」との祇園執行の意見もあって、⑭解決がさらに先のばしにされる結果となったのである。最終的には、どのような経緯があったかは不明なものの、駒頭を「巫女奥返上」⑮となったようだが、その年紀は、おそらく永正一八年（一五二二）頃にまでくんだり、相論自体は実に二〇年におよぶ長期にわたるものとなったのである。

ところで、この相論では御霊社惣一あるいは神子の奥女が借銭の質として少将井駒頭を抑留したこととなっているが、実はその一方で御霊社の神子が別の方面からも少将井御旅所と接点をもっていたことが知られる。というのも、「少将井御旅所御子惣一職」（少将井舞殿神子惣一

一」を「御霊惣一芝」なるものが「以手次」「相伝」していたことを認める明応九年（二五〇〇）付の文書案がのこされているからである。また、文亀二年（一五〇二）付の幕府奉行人連署奉書案⁽⁵¹⁾においても「少将井惣一職」が「御霊社惣一」に認められているので、「御霊惣一芝」と「御霊社惣一」は、おそらく同一人物であろう。

少将井御旅所と御霊社に共通する惣一職なる存在については、その内容を直接説明する史料がのこされていないものの、ともに神子にかかわる職であること、また「御霊の一」が「大勢をもつて座中の神子を引立、剩あまた打擲」、「根本の座中を払」おうとしたために「少将井座中の神子」「惣座」が祇園執行に訴えているので、おそらくは神子の「惣座」の一臈、一和尚というような意味あいをもつものである。となれば、問題となるのが、御霊社惣一東女坊と奥女と御霊社惣一芝の關係であるが、時期が重なるので同一人物と考えられなくもないものの、残念ながら断定する材料にめぐまれない。たとえば、「女坊」を女房と読んで、奥女を御霊社惣一東の女房としても、御霊社惣一芝との不一致をおこすことになるからである。

しかし、いずれにしても応仁・文明の乱による三六年におよぶ祇園会中絶という時期を境として少将井御旅所に属する神子の權益に御霊社の神子が進出していたという事実は動かさず、おそらくはそのような動きを背景として駒頭の事件もおこったものと考えられる。乱前、少将井御旅所神主に渡された馬上役が駒頭座中や神子に対しても下行されたかどうかについては、史料がのこされていないのでつまびらかではないが、借錢や手次（手継）による物権の移動という事実からは、乱後の神輿渡御をめぐる用途欠如の影響が透けてみえよう。

なお、御霊社の神子は、北野社大座神人の保持していた関銭の一種と考えられる「七口短冊」にも手をのばし、ために延徳三年（一四九二）に大座神人と相論となつて⁽⁵³⁾いることからすると、乱後、少将井御旅所にかぎらず京都各地の神社の權益に御霊社の神子が浸食をすすめていたことも知られる。

(3) 初期洛中洛外図に描かれた神輿渡御

別の機会にも触れたように、戦国期のなかでもとりわけ永正期以降は、「依去応仁一乱酒屋以下断絶之間、四十年以来左方小五月会退⁽⁵⁴⁾」、つまり日吉小五月会馬上役制の機能不全にともない、祇園会もまたしばしば延引や停止を余儀なくされつづけた。ただし、その一方で、この時期に登場すると考えられている洛中洛外図には神輿渡御の姿がかならずといってよいほどに描かれている。そこで、ここでは、それらの検討を

【表四】 初期洛中洛外図にみる神輿渡御

		第一の神輿	第二の神輿	第三の神輿	四 条 浮 橋	犬 神 人	その他1	その他2
歴博甲本洛中洛外図屏風	神輿の形 宝珠の形	四 角 鳳 凰 (大宮?)	四 角 葱 華 (八王子?)	四 角 鳳 凰 (少将井?)	あり (第三の神輿が橋上を渡御中)			鴨川西岸に鳥居あり
東博模本洛中洛外図屏風	神輿の形 宝珠の形	六 角 鳳 凰 (大宮)	四 角 葱 華 (八王子)	八 角 鳳 凰 (少将井)	あり (第二の神輿が橋上を渡御中)			鴨川西岸に鳥居あり
歴博乙本洛中洛外図屏風	神輿の形 宝珠の形	六 角 鳳 凰 (大宮?)	六 角 葱 華 (八王子?)	六 角 鳳 凰 (少将井?)	あり (第二の神輿が中州より橋へかかろうとする)	3人2列 (金蓮寺前)	四座公人?	鴨川西岸に鳥居あり
上杉本洛中洛外図屏風	神輿の形 宝珠の形	六 角 鳳 凰 (大宮)	四 角 葱 華 (八王子)	八角? 鳳 凰 (少将井)	あり (第二の神輿が中州より橋へ懸かろうとする)	3人2列 (金蓮寺前)	神馬3疋 太鼓 神輿鞍	鴨川西岸に鳥居なし
月次風俗図扇流屏風 (光円寺蔵)	神輿の形 宝珠の形			四 角 鳳 凰 (少将井?)	あり (第三の神輿が中州から橋にかかろうとする)	3人2列 (四条橋上)		鴨川西岸に鳥居あり
洛 中 洛 外 図 帖 (奈良県立美術館蔵・個人蔵)	神輿の形 宝珠の形		四 角 葱 華 (八王子?)	四 角 鳳 凰 (少将井?)	あり (第三の神輿が中州から橋にかかろうとする)	6人1列 (四条橋上)		鴨川西岸に鳥居あり
祇園御旅所古図 (個人蔵)	神輿の形 宝珠の形	六 角 鳳 凰 (大宮)	四 角 葱 華 (八王子)	八 角 鳳 凰 (少将井)				鴨川西岸に鳥居あり

註) 空欄は、描かれていないことを意味する。

洛中洛外図屏風の順番は、京都国立博物館編『都の形象—洛中・洛外の世界—』(1994年)による。

通して、戦国期における神輿渡御の姿を少しく可視的にみてゆくこととしよう。

【表四】は、いわゆる初期洛中洛外図(ここでは、歴博甲本・東博模本・歴博乙本・上杉本に参考として図帖・扇面などをくわえた)に描かれた神輿渡御の姿から読みとれる点を一覧表にしたものである。まず、すべてに共通している点で表には記さなかったが、描かれている神輿渡御が祇園社から四条橋・浮橋を渡りつつある神幸の姿である点(これは、中世の古記録が、多く六月七日を「神輿迎」、六月一四日を「祇園会」と記しているように、ながいあいだ、一四日の還幸の方が盛大で耳目をそばだたせていたことを想起するとやや意外に思われるが、その理由としては、洛中洛外図においてこの神輿渡御以上にクローズアップされ描かれている山鉾巡行の存在が関係するものと思われる。たとえば、ここでもし神幸ではなく還幸の姿を描いてしまうと、七日の神幸の前に巡行される、長刀鉾など「七日山鉾」(いわゆる前祭)を描くことが、むしろかしくなってしまうからである。

実際、「十四日山々」(いわゆる後祭)よりも「七日山鉾」の方が巡行する山鉾の数や種類がはるかに多いという現実がそこにはあり、絵画の構図だけで考えれば、あえて

還幸にこだわるよりも、祭礼の時間軸にそい、「七日山鉾」巡行↓神幸↓「十四日山々」巡行というながれでそれらを一同に描く方が選択しやすかったものと思われる。もつとも、それは、構図上の問題だけではなく、先に触れたフロイスの『日本史』にもみえるように、戦国期においては、むしろ神幸の方が注目をあびるようになっていたという可能性も考えられよう。

ついで、三基の神輿の順番であるが、神輿自体のかたちが正確に描かれているとはかぎらないため比定できない部分もあるが、おおよそ大宮・八王子・少将井の順番で祇園社から鴨川を渡り四条大路にすむ姿として描かれたと考えられる。おそらくこれらの神輿が先にもみた明応九年に再興されたものと考えられるが、ここで目をひくのは、鴨川を渡る際に人間は四条橋を渡り、神輿と各々の駕輿丁は浮橋を渡るという点である。神輿が四条橋を渡らない理由について確定することは簡単ではないが、たとえば、乱前、宝徳二年（一四五〇）に「筑紫人有徳之者」によって新調された四条橋を神輿が渡御することになった際、「敷荒薦」かなければならないとか、また、「於橋上者有怖畏之間、先々無神幸、只渡浮橋令通給」うという一説などがみえることからは、⁽⁵⁷⁾何らかの「怖畏」⇨タブーがあったことだけはまちがいないであろう。また、四条橋の西岸には、上杉本をのぞいて鳥居が描かれているが、この鳥居は、つとに知られるように、天文一三年（一五四四）七月の大洪水によって「流失」した「四条大鳥居」⁽⁵⁸⁾に相当するものと考えられる。

なお、浮橋は、「最初神領根本神人」である「材木商人」⁽⁵⁹⁾（堀川神人）、この時期には「木屋座衆」「材木方」「材木座」⁽⁶⁰⁾と呼ばれた）によってかけられてきたことはよく知られているが、それは、その後近世に入っても継続され、たとえば、慶長一四年（一六〇九）には「天王様御幸の浮はし」を「京中ノ材木屋」⁽⁶¹⁾がかけ、また天和三年（一六八三）にも「鴨川筋浮橋之儀も、洛中材木商中間ニ被為仰付候」⁽⁶²⁾という史料を見いだすことができるのである。

ところで、大宮を先導する人々のなかでは、犬神人の姿がはっきりと描かれている点は特徴的である。それは、三人が二列になるところであるが、ただし、四条橋を渡る時は、神輿とは離れて歩んだことが知られる。この犬神人をふくめ神輿を先導する人々をもつとも詳細に描いているのが上杉本であるが、犬神人につづく三頭の馬（黒毛・河原毛・栗毛）は、おそらく馬上役とともに公方より参るべきものと祇園社が認識していた「神馬三疋」に相当しよう。**【表五】**は、この神馬の授受にかんする文書を一覧にしたものであるが、これでもわかるように、神馬三疋は基本的に政所執事伊勢氏を介して「牽進」められていた。そのためであろうか、天文期から永禄期頃になると、神馬そのものではなく神馬代三貫文が「以納銭方可被相勤」、正実坊や玉泉坊といった「自御倉可有御請取」⁽⁶³⁾というような変化をとげることが読みとれるのである。ま

【表五】 神馬関係文書

年月日	文書名	神馬数	毛色	典拠
応永11年6月6日	祇園執行顕深書状案	神馬3疋	黒・河原毛・栗毛	新修八坂神社文書
応永11年6月6日	加治祥弘書下案	神馬3疋	くろ・かわらけ・くりけ	祇園社記第18
応永33年6月3日	祇園執行顕有書状案	神馬3疋	毛付	祇園社記第12
永享5年6月3日	伊勢守(伊勢貞国)奉書案	神馬	2疋河原毛・1疋搗毛駁	祇園社記第18
永享10年6月3日	伊勢守(伊勢貞国)奉書案	神馬3疋	搗毛2疋・河原毛	祇園社記第18
嘉吉2年6月5日	沙弥(伊勢貞国力)奉書案	神馬3疋	黒槽毛・河原毛・黒	祇園社記統録第1
文安2年6月3日	沙弥(伊勢貞国力)奉書案	神馬3疋	搗毛・河原毛・黒毛	祇園社記第18
文安4年6月6日	沙弥(伊勢貞国力)奉書案	神馬3疋	栗毛1疋・搗毛1疋	祇園社記統録第1
宝徳2年6月2日	備中守(伊勢貞親)奉書案	神馬3疋	搗毛・同・同	祇園社記第18
享徳4年6月5日	伊勢守(伊勢貞親)奉書案	神馬3疋	搗毛・鹿毛・栗毛	祇園社記統録第1
長祿4年6月5日	伊勢守(伊勢貞親)奉書案	神馬3疋	黒・月毛・河原毛	祇園社記第18
寛正2年6月6日	伊勢守(伊勢貞親)奉書案	神馬3疋	月毛・河原毛駁・鹿	祇園社記統録第1
寛正6年6月7日	伊勢守(伊勢貞親)奉書案	神馬3匹	河原毛・月毛・鹿毛	祇園社記第18
文正元年6月7日	伊勢守(伊勢貞親)奉書案	神馬3疋	黒・青毛・黒	祇園社記統録第1
文明11年6月7日	伊勢守(伊勢貞宗)奉書案	神馬1疋	黒槽毛	祇園社記統録第1
文明12年6月7日	伊勢守(伊勢貞宗)奉書案	神馬1疋	搗毛	祇園社記統録第1
文明19年6月7日	備中守(伊勢貞宗力)奉書案	神馬1疋	青毛駁印雀目結	祇園社記統録第1
延徳3年6月7日	備中守(伊勢貞睦)奉書案	神馬1疋	搗毛	祇園社記統録第1
延徳4年6月2日	備中守(伊勢貞睦)奉書案	神馬1疋	青毛駁印雀目結	祇園社記統録第1
明応2年6月6日	備中守(伊勢貞睦)奉書案	神馬1疋	搗毛	祇園社記統録第1
明応2年6月11日	備中守(伊勢貞睦)奉書案	1疋	蘆毛	祇園社記統録第1
明応9年6月7日	飯尾清房書下	神馬1疋		八坂神社文書・祇園社記第18
永正5年9月22日	備中守(伊勢貞睦)奉書案	神馬	黒毛・青毛・月毛	祇園社記第18
永正7年6月7日	伊勢守(伊勢貞睦)奉書	神馬1疋	鶴毛印雀目結	八坂神社文書
(永正8年)12月24日	飯尾貞運書状	神馬1疋	鹿毛	八坂神社文書・祇園社記第18
永正12年6月7日	伊勢守(伊勢貞睦)奉書案	神馬1疋	青毛印雀目結	祇園社記第18
(永正13年)12月6日	飯尾貞運書状案	神馬	鹿毛	祇園社記統録第1
大永2年6月6日	伊勢守(伊勢貞忠)奉書案	神馬1疋	河原毛印両目結	祇園社記第18
大永3年6月7日	伊勢守(伊勢貞忠)奉書案	神馬1疋	河原毛印雀目結	祇園社記統録第1
(永祿6年)6月7日	正実坊権運書状	神馬代	3貫文	八坂神社文書
永祿9年7月22日	祇園雑掌朝祐神馬代請取状	神馬代	3貫文	八坂神社文書
永祿11年5月20日	祇園雑掌朝祐神馬代請取状案	神馬代	3貫文	八坂神社文書

註) 年紀の明らかなもののみを挙げた。
内容により文書名を変更した箇所がある。

た、この神馬三疋のあとにつづく「太鼓」や「神輿鞍」についても『永正元年御霊会之雑々記』に関連記事がみえ、それによれば、太鼓は片羽屋神子が、また、神輿鞍は駕輿丁がもつのが先例であったことが知られる。

ちなみに、『祇園会山鉾事』に記された獅子舞や輿に乗る神子の姿は初期洛中洛外図には描かれていないが、その一方で文献史料にはみえないものの、この時期特有の姿とみられるのが、神輿に供奉する人々の多くが甲冑を着、手に刀・弓矢・槍・長刀をもつというものである。従来、このような様子は武者風流として理解される場合が多かったが、同様の姿は山鉾巡行でもみられ、また、先にも触れたように神輿渡御にともなつて喧嘩が絶えなかったことを考えると、現実として武装しておく必要があったと考えた方が自然であろう。事実、近世、天和三年（一六八三）の段階においてもなお、祇園社では、「甲冑之出立故実之事ニ御座候、社家人之警固并鎗等為持申候も、飾迄之儀ニ而も無御座、諸人殊之外群集仕候故、前後之攀と仕⁶⁴」という認識があったのである。

おわりに

以上、本稿では、現在、知られる文献史料を中心に、断片ながらも戦国期における神輿渡御について検討をくわえてきた。しかしながら、結局、馬上役にかかわる史料が途絶えてしまう永正期以降の状況については、用途が欠如していたという以上のことをうかがい知ることはできなかった。この点は、別の機会に触れたように、天文法華の乱後に山鉾にかかわる用途として社会集団・共同体に成長した町の土地を単位とする「出銭」や「寄町」の存在が史料にあらわれてくるのとは大きな違いともいえるが、ただそれは、現在知られるところの史料の残存状況という問題も関係しているものと思われる。もともと、祇園社側が馬上役とともに幕府から渡されるものとして認識していた神馬三疋が、天文期から永祿期頃にかけて神馬代三貫文として納銭方や御倉から直接渡されるように変化をとげたことからすると、もしかすると神輿渡御にかかわる用途もまた同様のルートで渡されるようになっていたと推測することも不可能ではないであろう。が、もちろん現在のところは推測の域を出るものではない。

なお、別の機会に検討した山鉾、そして今回の神輿渡御を合わせた戦国期祇園会を通してあらためて気づいた点としては、祭礼の停止や延引などにくわえて用途の欠如など、さまざまな問題を抱えて祭礼の執行が困難をきわめつづけていたという事実があげられる。従来、戦国期の祇

園会は、応仁・文明の乱という困難をも越えてみごと復活した都市京都の社会経済を象徴するかのようにとらえられてきたが、これもまた実はイメージが先行したものとわがざるを得ず、実際、社会経済の復活を立証するような作業などはなされてこなかったのである。むしろ、よく知られているように、山鉾は、応仁・文明の乱前とくらべて「不及前年之風流十分⁽⁶⁵⁾」、しかもこれが固定してゆくというのが現実であり、かりにこの現象が社会や経済の姿を映しているのだとすれば、乱後は、下降、ないしは低成長路線にあったとみるのが自然ではないだろうか。そして、そのようにみた方が、祭礼執行の困難な状況というものを整合的に理解できるものと思われる。

このほか、のこされた問題としては、いわゆる中近世移行期における様子が史料のうえでつかみにくかったこともあげることができよう。この点は、山鉾の場合でも同様であったが、たとえば、神輿渡御にとつて、もつとも激変といえる両御旅所の現在地への移動と統合の問題も、現在のところ、史料的には同時代史料で押さえることはできず、若干おくれた元和三年（一六一七）付の大政所神主の申状案に「天正十九年に御宮ひきに、四町まちのかへの地として、北ハ四条道場のやふかきり、南ハ貞安のやふかきり、此間北南拾貳間、東ハ惣堀のといのきはまて、西東八拾間、徳善院より松田勝右衛門奉行にて御渡」という、大政所四丁町の敷地との相博といった事実が語られているにすぎないのである。なお、ここにもみえる「惣堀のとい」⁽⁶⁷⁾いわゆる「御土居」によって、天正一九年（一五九一）に「四てうとをりのきおんくちふさかせら」⁽⁶⁸⁾れたために「きおんのみこしのしんかうのミちもなく」⁽⁶⁹⁾なってしまうが、これにともなう具体的などのような変容がせまられたのかなどについても、その手がかりとなる同時代史料にめぐまれない。また、移動・統合後における祇園社と御旅所との関係や、文禄四年（一五九五）の段階で「祇園大政所之さい銭」を「存知」する津田宗意のような存在⁽⁶⁹⁾との相互の関係、さらには室町幕府滅亡後の神輿渡御にかかわる用途のありかたなどといったもつとも基本的な事実をさぐる材料にもとほしいというのが現状なのである。

いずれにしても、今回もまた残された問題の方が多いう結果となってしまうが、これらの点についての検討は、既知の史料のさらなる精査とともに、新たな史料の発見・公表をまっつての作業ということになるであろう。今後の課題としたいと思う。

注

- (1) 拙稿「戦国期祇園会に関する基礎的考察」〔『史林』第八五巻五号、二〇〇二年〕。以下、本稿にみえる「別の機会」とは、すべてこの成果をさす。
- (2) 脇田晴子『中世京都と祇園祭―疫神と都市の生活―』（中公新書、一九九九年）。
- (3) 瀬田勝哉「中世祇園会の一考察―馬上役制をめぐって―」〔『日本史研究』二〇〇号、一九七九年、のちに同『洛中洛外の群像―失われた中世京都へ―』

平凡社、一九九四年)。

- (4) 京都市歴史資料館編『叢書 京都の史料 4 八瀬童子会文書』二〇〇〇年、『八瀬童子会文書』補遺・総目録(京都市歴史資料館、二〇〇二年)。
- (5) 臨川書店、二〇〇二年。
- (6) 下坂守「延暦寺大衆と日吉小五月会(その一)―馬上方―衆出現の契機―」「延暦寺大衆と日吉小五月会(その二)―室町幕府の対大衆政策―」(同「中世寺院社会の研究」思文閣出版、二〇〇一年、同「応仁の乱と京都―室町幕府の役銭と山門の馬上役の変質をめぐって―」(学叢)二四号、二〇〇二年)。
- (7) 応仁二年閏一〇月一〇日付馬上―衆連署書状(『八瀬童子会文書』三一八号)。
- (8) 『御前落居記録』(桑山浩然校訂「室町幕府引付史料集成」上巻、近藤出版社、一九八〇年)。
- (9) 嘉吉三年六月日付祇園社執行頭宥支状案(『新修八坂神社文書 中世編』八三号、『祇園社記』第二三、増補統史料大成「八坂神社記録」三三)。
- (10) 文安六年六月二日付禅住坊承操祇園馬上功程銭請取状(『八瀬童子会文書』三〇九号)、寛正二年六月二日付同上文書(同上、三二二号)。
- (11) 大日本古記録。
- (12) (文安六年五月カ) 祇園社執行頭宥支状案(『祇園社記』第二三)、宝徳元年二月日付左方神主池田縁親申状案(『八坂神社文書』一一四四号)。
- (13) 統群書類従補遺一。
- (14) 元和三年三月一三日付御旅所大政所神主申状案(『祇園社記』第二三)。
- (15) (年未詳) 正月一二日付藤田重遠書状(『新修八坂神社文書 中世編』一八八号)。
- (16) 文亀二年六月日付王舞分馬上料足請取状(『八坂神社文書』六九一号) ほか。
- (17) 応仁元年一二月日付室町幕府奉行人連署奉書案(『祇園社文書』早稲田大学図書館編「早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書」上巻、吉川弘文館、一九七八年)。
- (18) 『後法興院記』(増補統史料大成) 応仁元年六月七日条。
- (19) 『大乘院寺社雑事記』(同右) 文明二年六月二六日条。
- (20) 明応五年閏二月一三日付室町幕府奉行人連署奉書案(『八坂神社文書』七〇九号、『祇園社記』第二三、同上文書案(『祇園社記』第一六、『八坂神社記録』三)。
- (21) 明応六年五月一六日付同右文書案(『祇園社記』第一六)。
- (22) 明応六年五月日付祇園執行玉寿祇園社神輿造替注文(『八坂神社文書』七八〇号)。
- (23) 明応六年五月二日付祇園社神輿修理大工注文(同右、七七九号)。
- (24) 『祇園社記』第一五(『八坂神社記録』三)、京都府立総合資料館写真帳「八坂神社記録」。
- (25) 中世前期における神輿渡御の路筋については、福真睦城「祇園御霊会と行幸―なぜ天皇は神輿を避けるのか―」(『史観』一四六冊、二〇〇二年) 参照。
- (26) 文和二年五月日付犬神人等申状案(『八坂神社文書』一二四七号)。
- (27) 松田毅一・川崎桃太訳「フロイス日本史」3(中央公論社、一九七八年) 第二章(第一部三六章)。

- (28) 丹生谷哲一「室町幕府の下級官僚機構について」(『大阪教育大学紀要』第II部門三〇巻三号、一九八二年、のちに同「檢非違使―中世のけがれと権力―」平凡社、一九八六年)。また、いわゆる四座雑色にかなする先駆的な研究としては、辻ミチ子「京都における四座雑色」(『部落問題研究』四輯、一九五九年)が知られている。
- (29) 大永三年四月三日付幕府侍所小舎人雑色所役注文(大日本古文书『蜷川家文书之二』四八〇号)。
- (30) 「管見記」(京都大学文学部閲覧室写本) 永享二年六月一四日条。
- (31) 「師郷記」(史料纂集) 文安三年六月七日・一四日条。
- (32) 「康富記」(増補史料大成) 宝徳二年六月一四日条。
- (33) 「師郷記」宝徳三年六月一四日条。
- (34) 同右、享徳二年六月一四日条。
- (35) 明応九年六月一日付室町幕府奉行人連署奉書案(『祇園社記』第一六)。
- (36) 明応九年六月六日付同右文書案(同右)。
- (37) (明応九年) 六月一四日付同右文書案(『八坂神社文書』二九二号)。
- (38) 文亀三年六月五日付同右文書案(『祇園社記』第一六)。
- (39) 文亀元年六月六日付同右文書案(同右、統録第一)。
- (40) 永正五年七月一八日付祇園執行頭増(カ)申状案(『八坂神社文書』二七五号)。
- (41) 永正一〇年五月二一日付神事事書案(同右、二九四号)。
- (42) 永正一八年五月一十九日付祇園社執行頭増(カ)申状案(同右、二九七号)。
- (43) (年月日未詳) 将軍家進納物等条書(同右、五八号)。
- (44) 永正四年六月六日付室町幕府奉行人連署奉書案(『祇園社記』第一六)。
- (45) 永正九年五月二九日付同右文書案(同右)。
- (46) 文亀二年六月七日付同右文書案(『新修八坂神社文書 中世編』一四〇号、『祇園社記』第一六)。
- (47) 永禄四年五月二八日付同右文書案(『八坂神社文書』三〇四号)。
- (48) 河原正彦「祇園祭の上久世駒形稚児について」(『文化史研究』一四号、一九六二年)。
- (49) 脇田晴子「中世祇園社の「神子」について」(『京都市歴史資料館紀要』一〇号、一九九二年)、脇田氏前掲書。
- (50) 明応九年六月一二日付某奉書案(『八坂神社文書』一二二二二号)。
- (51) 文亀二年六月六日付室町幕府奉行人連署奉書案(同右、一二二三三三三号)。
- (52) 文亀二年六月九日付少将井座中神子申状案(『祇園社記』第二三三)。
- (53) 拙著『中世京都の民衆と社会』(思文閣出版、二〇〇〇年)。

- (54) 永正六年閏八月付左方諸色掌中申状案（『八瀬童子会文書』二九一号）。
- (55) 『二水記』（大日本古記録）大永二年六月一四日条、天文二年八月九日付室町幕府奉行人連署奉書案（『八坂神社文書』三〇一号）。
- (56) 『二水記』大永二年六月一四日条。
- (57) 『康富記』宝徳二年六月一日・七日・一四日条。
- (58) 『言継卿記』（続群書類従完成会刊本）天文二三年七月九日条。
- (59) 『社家々々記録』（『八坂神社記録』二）。
- (60) 長祿四年六月一四日付池田縁親・豊前法橋秀慶連署折紙案（『八坂神社文書』二四七号、『祇園社記』第一六）。
- (61) 慶長一四年六月七日付京中材木屋等書状案（『祇園社記』雑纂第一）。
- (62) 天和三年閏五月七日付祇園社中口上書写（同右、第二四）。
- (63) （年未詳）九月一三日付淵田長弘・河村秀連署書状（『八坂神社文書』二二三号、（年未詳）九月二一日付玉泉坊宗英書状（同上、二二四号）。
- (64) 天和三年閏五月七日付祇園社中口上書写（『祇園社記』第二四）。
- (65) 『後法興院記』明応九年六月七日条。
- (66) 元和三年三月一三日付御旅所大政所神主申状案（同右、第二三）。
- (67) 「御土居」については、中村武生「豊臣期京都惣構の復元的考察」（『日本史研究』四二〇号、一九九七年）参照。
- (68) 天正一九年二月九日付祇園執行書状案（『祇園社記』第二三）。
- (69) 文祿四年二月四日付津田宗意大政所賽銭契状（『祇園社文書』二〇四号）。

（付記）

本稿をなすにあたって史料閲覧の便宜をたまわった関係諸機関に対して記して謝意を表します。また、本稿のもととなる報告を研究第2部研究会でおこなわせていただき、様々にご教示をたまわりましたことにも厚く御礼申し上げます。

なお、本稿は、本研究センター二〇〇一年度個人研究費による研究成果の一部である。